

運転免許の自主返納 サポートしませんか？

シルバー・サポーター制度
協賛受付中！



高齢者運転免許自主返納

埼玉県警察

「高齢者運転免許自主返納ロゴマーク」



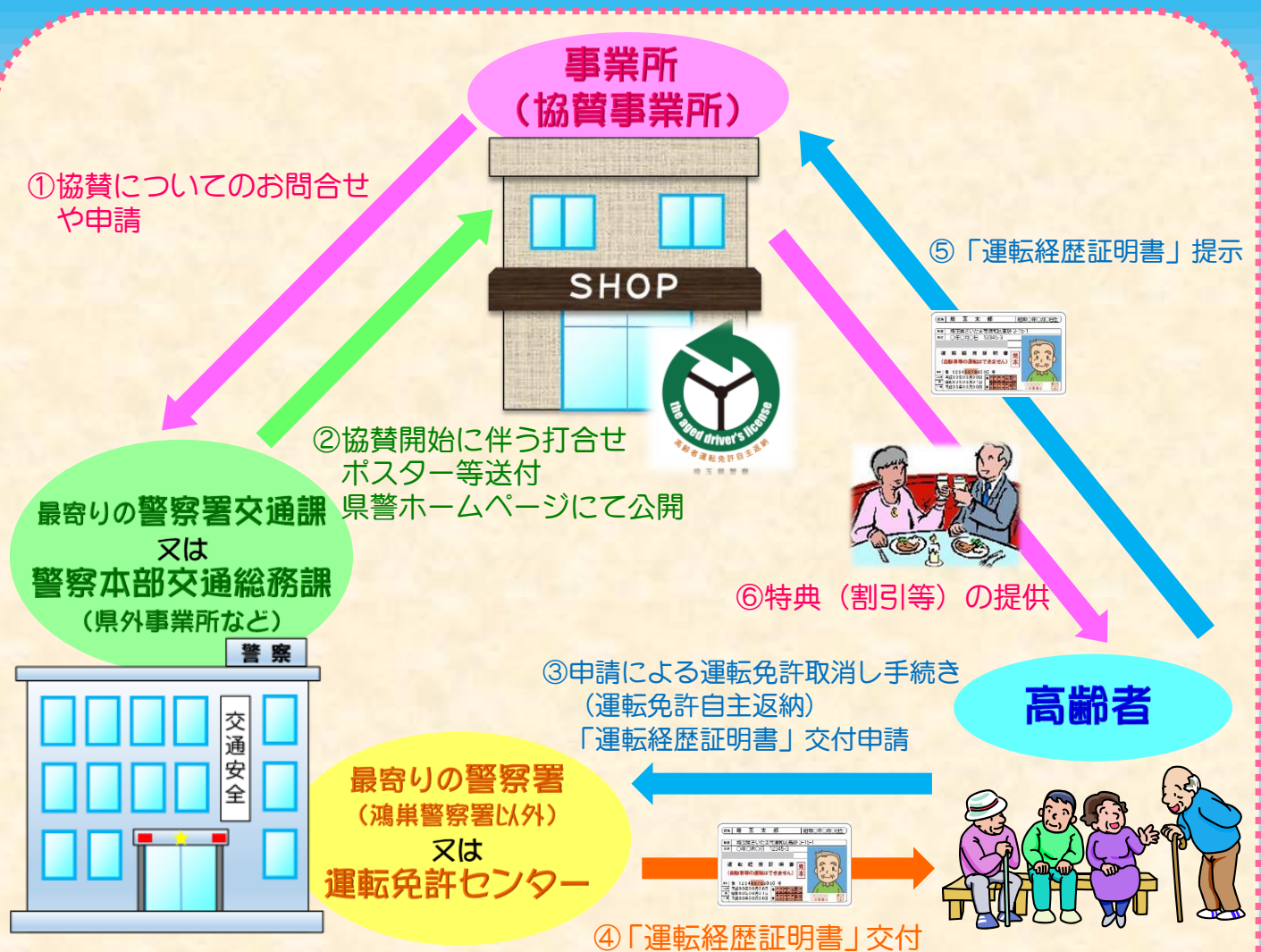
氏名	埼玉 太郎	昭和〇年〇月〇日生
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1	
交付	〇年〇月〇日 12345-3	
運転経歴証明書 見本 (自動車等の運転はできません)		
番号	第 123456789000 号	
交付	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
有効	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日	

「**シルバー・サポーター制度**」は、加齢に伴う身体機能の変化を自覚するなどの理由により自主的に運転免許を返納した高齢者に対して、**日常生活における支援(タクシー代金や物品代金の割引等の各種サービス)**を提供する制度です。運転免許を返納することに対する高齢者の不安を和らげるとともに、運転免許返納後の日常生活をサポートすることを目的としております。

この制度は、上記の目的に協賛する事業所等のご厚意によって成り立っているものであり、**約200以上の事業所等に協賛**していただいております。

今後、高齢社会の進展により、ますます高齢運転者が増加していき、それに伴って運転免許自主返納者も増加していくことが予想されます。**貴社もぜひ、「シルバー・サポーター制度」の協賛事業所として、運転免許返納後の高齢者の生活をサポートしませんか？**

埼玉県警察



～シルバー・サポーター制度の協賛手続き及び特典利用の流れ～

- ① 協賛についてのお問合せや申請については、最寄りの警察署交通課又は警察本部交通総務課 (048-832-0110:内線 5056) まで直接ご連絡ください。
詳しい手続き等についてご説明させていただきます。
- ② 協賛開始日や特典内容等の詳細な打合せを警察本部交通総務課と行い、協賛決定後、事業所様へ制度周知用ポスターやリーフレット、ロゴマークステッカーを送付させていただきます。
また、県警ホームページにて協賛事業所様の会社名・特典内容・連絡先等を公開させていただきます (「シルバー・サポーター制度協賛事業所一覧」にて公開)。
- ③ 運転免許の自主返納を希望する高齢者等が、最寄りの警察署 (鴻巣警察署を除く) 又は運転免許センターにおいて、申請による運転免許の取消し手続き (運転免許の自主返納) を行い、希望により「運転経歴証明書」の交付を申請します。
- ④ 運転免許自主返納者の申請により、警察署又は運転免許センターにおいて「運転経歴証明書」を交付します。
- ⑤ 運転免許自主返納者が、特典の提供を希望する「高齢者運転免許自主返納ロゴマーク」のある協賛事業所において、「運転経歴証明書」を提示します。
- ⑥ 協賛事業所様は、「運転経歴証明書」の提示がありましたら、該当する方に対して特典のご提供をお願い致します。